

八丈町農業委員会

第4回総会議事録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。

令和6年7月22日(月)

八丈町役場大会議室

1. 開催日時：令和6年7月22日(月) 9:00～10:00

2. 場 所：八丈町役場大会議室

3. 農業委員出席：12名

会長	14	沖山 慶孝	委員	6	磯崎 正
会長職務代理者	13	伊勢崎 武二(欠席)	〃	7	浅沼 博之
委員	1	磯崎 典雄	〃	8	浅沼 實
〃	2	奥山 利平	〃	9	菊池 寛
〃	3	加藤 純生(欠席)	〃	10	菊池 みゆき
〃	4	菊池 勝男	〃	11	金田 可奈利
〃	5	青木 保憲	〃	12	菊池 家司

4. 農業委員欠席：2名

5. 農地利用最適化推進委員出席：6名

委員	1	浅沼 隆章	委員	5	菊池 睦男
〃	2	浅沼 美和子	〃	6	奥山 光洋
〃	3	笹本 守彦(欠席)	〃	7	金田 秀彦
〃	4	浅沼 幸友			

6. 農地利用最適化推進委員欠席：1名

7. 会議録署名委員の指名：1番 磯崎 典雄委員、2番 奥山 利平委員

8. 議事

会議日

1) 会長活動報告

2) 事務局長活動報告

3) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の意見の聴取について(利用権設定)

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(所有権移転)

9. 出席事務局職員：事務局長 大川 和彦、事務局次長 廣瀬 悠志、事務局 笹本 大祐、事務局 奥山 万羅、篠崎 京平、小宮山 優

10. 農業委員会等に関する法律第39条による出席者：5名

八丈支庁産業課農務担当 課長代理 中村 美郷
八丈支庁産業課農務担当 主事 西内 遼祐
島しょ農林水産総合センター八丈事業所長 堀井 善弘
島しょ農林水産総合センター園芸振興係 課長代理 菊池 知古
島しょ農林水産総合センター主任普及指導員 松屋 美穂

11. 傍聴人：0名

[会議内容]

議長 それでは時間となりましたので第4回総会を開催いたします。
本日の会議録署名委員ですが、1番委員・2番委員お願いします。
次に会長活動報告を行います。

会長 <会長活動報告>

議長 次に事務局長活動報告をお願いします。

事務局長 <事務局長活動報告>

議長 それでは議案に移って参ります。
議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。
事務局より説明願います。

事務局 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。
令和6年7月22日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝
番号1 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振外、
面積 716㎡、権利種別 3条有償移転
譲渡人 ●●●●
譲渡人は自身が島外にあり、耕作する見込みがない状況である為、農地を譲り渡す。
譲受人 ●●●●
譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用していく。
作付予定作物 ロベレニー
続いて番号2 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振外、
面積 1,489㎡、権利種別 3条有償移転
譲渡人 ●●●●

譲渡人は自身が島外にあり、耕作する見込みがない状況である為、農地を譲り渡す。

譲受人 ●●●●

譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用していく。

作付予定作物 ロベレニー・ルスカス

続いて番号 1 農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号 1 農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号 1 農地説明】

続いて番号 2 農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号 2 農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号 2 農地説明】

最後に許可要件について説明します。番号 1 農地の●●●●さんについては、現在家族の所有するロベ畑でロベの栽培を手伝っており全部効率利用、常時従事については問題ありません。農地については現在、●●●●さんが管理しているロベ畑と隣接している場所であり、ロベがすでに植えられており、今後、現在管理している畑と併せて管理していくとのことです。地域との調和についても周囲の方と話をし、調和した農業を行っていききたいということです。番号 2 農地の●●●●さんについては、ロベとルスカスの切葉はこれまで栽培経験がないが、今回の農地取得後に栽培方法などを親戚等に教わりながら栽培を行っていくとのことで全部効率利用、常時従事については問題ありません。農地については、すでに平成 18 年度に整備された耐風強化型パイプハウスがあり、ハウスの中にルスカスが植えられており、その周りにはロベが植えられ、きれいに管理されている状態です。地域との調和についても周囲の方と話をし、調和した農業を行っていききたいということです。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思います。番号 1、番号 2 農地について、2 番推進委員お願いします。

推委 2 番 農業委員、事務局と一緒に現地確認を行いました。番号 1 農地については、車を駐車するところから歩かないと入れない道になっていて、ロベの運び出しが少し大変かもしれませんが、すでにロベがきれいに植えられています。番号 2 農地については、ルスカスの施設とロベが植えられております。ロベについては、少し大きくなっておりますが、下刈りすれば問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長 続いて、番号 1、番号 2 農地について、8 番農業委員お願いします。

農委 8 番 農地については事務局、推進委員から説明のあったとおりです。譲受人の●●●●さんは島外にいる為、畑を耕作する予定もありません。番号 1、2 どちらも譲渡人と譲受人は親族関係にありますので、問題はないかと思われます。審議のほど、よろしくお願いします。

議長 担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、質問や意見等はございますか。
…無いようでしたら第１号議案を許可相当と決するにご異議ございませんか。
《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第１号については許可することと決しました。

議長 続いて、議案第２号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の意見の聴取について（利用権設定）を上程いたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第２号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の意見の聴取について
農地中間管理事業の推進に関する法律１９条第１項の規定により、下記農用地利用集積計画の
提出について意見を求める。

令和６年７月２２日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

番号１ 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振内、
面積 ２，５１１㎡、内容は新規となります。

利用権を設定する者 ●●●●

利用権設定を受ける者 東京都農業会議

中間管理機構からの権利の設定を受ける者 ●●●●

利用目的 ロベレニー、期間１０年間、賃借料は年間２５，０００円となります。

続いて番号１農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号１農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号１農地説明】

最後に確認事項ですが、番号１の中間管理機構を通して利用権設定を受ける●●●●さんについては、中間管理事業を利用しこれまでも貸借を行い口ベを栽培しており、規模を拡大していくとのことで全部効率利用・常時従事については問題ありません。農地については、整地されており今後口ベの苗を植え栽培をしていくとのことです。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思います。
番号１農地について、２番推進委員お願いします。

推委６番 農業委員、事務局と現地を確認しました。農地について以前は明日葉が植えられていたようですが、現在は整地されております。今後は口ベを植えて栽培していくとのことで特に問題は無いと思います。よろしくお願いします。

議長 続いて、番号１農地について、９番農業委員お願いします。

農委 9 番 推進委員から説明があったとおり、この農地は以前は明日葉の畑として使われておりましたが、現在は整地され、今後は口べを栽培するとの事ですので問題はないと思います。よろしくお願いします。

議長 担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、質問や意見等がございますか。
…無いようでしたら第 2 号議案を承認することにご異議ございませんか。
《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第 2 号については承認することと決しました。

議長 続いて、議案第 3 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（所有権移転）を上程いたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第 3 号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の承認について意見を求める。

令和 6 年 7 月 22 日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

番号 1 農地の所在 大字●●●●番、登記 宅地、現況 畑、農振区分 農振外、
面積 3, 194 m²

所有権を移転する者 ●●●●・●●●●・●●●●・●●●●

所有権の移転を受ける者 ●●●●

利用目的 サカキ、売買価格 500, 000 円

移転の時期 令和 6 年 8 月 15 日、支払方法 現金支払、支払期限 令和 6 年 8 月 14 日

番号 2 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農用内、
面積 703 m²

所有権を移転する者 ●●●●

所有権の移転を受ける者 ●●●●

利用目的 観葉植物、売買価格 1, 000, 000 円

移転の時期 令和 6 年 10 月 1 日、支払方法 口座振込、支払期限 令和 6 年 9 月 30 日

続いて番号 1 農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号 1 農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号 1 農地説明】

続いて番号 2 農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号 2 農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号 2 農地説明】

最後に確認事項ですが、番号 1 の●●●●さんは八丈町農業担い手研修センターの研修生で認定新規就農者ですので全部効率利用、常時従事については問題ありません。農地については、

現在雑木等が生い茂っていますが、今後開墾を行い、榊の栽培を行っていくとのことです。
番号２の●●●●さんは認定農業者ですので全部効率利用、常時従事については問題ありません。農地については、草が少し生えていますが平坦な土地であり、●●●●さんが所有する回りの農地と合わせて観賞植物の栽培をしていくとのことです。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思います。
番号１農地について、６番推進委員お願いします。

推委６番 農業員、事務局と現地を確認しました。農地については面積も広く、雑木等伐採して開墾すれば問題はないかと思われます。よろしくお願いします。

議長 続いて、番号１農地について、９番農業委員お願いします。

農委９番 現地を確認しました。この土地は以前、大きな屋敷が建っていたようですが、現在は撤去され、雑木等が生え山林化している状況であります。それらを整備して耕作していくとのことです。で、結構なことかと思えます。よろしくお願いします。

議長 続いて、番号２農地について、７番推進委員お願いします。

推委７番 農業委員、事務局と現地を確認しました。事務局から説明がありましたが、周りに●●●●さんの農地がありますので、併せて効率的な農業が行えると思います。所有権の移転を受ける●●●●さんは高齢ではありますが、現在も観葉鉢物等の栽培、販売等も行っておりますので問題はないかと思われます。審議のほど、よろしくお願いします。

議長 続いて、番号２農地について、１２番農業委員お願いします。

農委１２番 推進委員から説明があったとおり、現在所有する周りの農地と今回の農地を併せて効率的に耕作できると思います。よろしくお願いします。

議長 担当地区の農業委員から意見を聞きましたが、他に質問や意見等はございますか。
…無いようでしたら第３号議案を承認することにご異議ございませんか。
《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第３号については承認することに決しました。